

平成 年 月 日

保護者 様

学校名 黒部市立前沢小学校

校長名 籠浦智彦

## 出席停止についてのお知らせ

このたびのお子さまの病気は、学校保健安全法第19条により、他への伝染のおそれのある期間は登校できないことになっています。その期間は「出席停止」となります。

学校保健安全法施行規則第19条に定められた伝染病の出席停止の期間の基準は、下記の＜参考＞の通りです。出席停止後、はじめて登校する際には、予め主治医に別紙「学校感染症について（通知）」を記入していただき、学級担任まで提出してください。主治医が別の洋式を指定される場合がありますので、その際には、主治医の指示にしたがってください。

### ＜参考＞

#### 学校において予防すべき伝染病の出席停止期間

##### （第1種）

- ◎ 鳥インフルエンザなど……………治癒するまで  
（一部省略）

##### （第2種）

- ◎ インフルエンザ ……………発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
- ◎ 百日咳 ……………特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
- ◎ 麻疹（はしか） ……………解熱した後3日を経過するまで
- ◎ 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） ……耳下腺、顎下腺又は舌舌腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
- ◎ 風疹（三日はしか） ……………発疹が消失するまで
- ◎ 水痘（水ぼうそう） ……………すべての発疹が痂皮化するまで
- ◎ 咽頭結膜熱（プール熱） ……………主要症状が消退した後2日を経過するまで
- ◎ 結核、髄膜炎菌性髄膜炎 ……………伝染のおそれなくなるまで

##### （第3種）

- ◎ 腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の伝染病……………伝染のおそれなくなるまで

※但し、医師が伝染病予防上、「支障なし」と認めたときはこの限りではありません。

平成 年 月 日

黒部市立前沢小学校  
校長 籠浦智彦 様

住 所

医師氏名

印

学校感染症について (通知)

下記の者は、主要症状が消失し伝染のおそれがなく、学校への出席はさしつかえないと認めます。

記

- 1 児童氏名                      年                      組 氏名
- 2 病 名
- 3 初 診                      平成      年      月      日
- 4 学校への出席日      平成      年      月      日から
- 5 指示・指導事項

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---